

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4286023号  
(P4286023)

(45) 発行日 平成21年6月24日(2009.6.24)

(24) 登録日 平成21年4月3日(2009.4.3)

(51) Int.Cl. F I  
**A 4 5 D 34/04 (2006.01)**  
 A 4 5 D 34/04 5 1 0 A  
 A 4 5 D 34/04 5 1 5 A  
 A 4 5 D 34/04 5 1 5 C

請求項の数 43 (全 20 頁)

(21) 出願番号	特願2003-41724 (P2003-41724)	(73) 特許権者	391023932
(22) 出願日	平成15年2月19日(2003.2.19)		ロリアル
(65) 公開番号	特開2003-235640 (P2003-235640A)		フランス国パリ、リュ ロワイヤル 14
(43) 公開日	平成15年8月26日(2003.8.26)	(74) 代理人	100059959
審査請求日	平成15年3月20日(2003.3.20)		弁理士 中村 稔
審査番号	不服2006-17055 (P2006-17055/J1)	(74) 代理人	100067013
審査請求日	平成18年8月7日(2006.8.7)		弁理士 大塚 文昭
(31) 優先権主張番号	0202077	(74) 代理人	100082005
(32) 優先日	平成14年2月19日(2002.2.19)		弁理士 熊倉 禎男
(33) 優先権主張国	フランス (FR)	(74) 代理人	100065189
			弁理士 穴戸 嘉一
		(74) 代理人	100084009
			弁理士 小川 信夫
		(74) 代理人	100086771
			弁理士 西島 孝喜

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 物質を皮膚に塗布するよう構成されたアプリケータエレメントを有するアプリケータ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

皮膚、特に臉に物質のラインを塗布するよう構成されたアプリケータエレメント(10; 80; 116)を含むスキンアプリケータであって、アプリケータエレメントは、複数のラインを引くことができるように、少なくとも2つの先端部(25; 81; 107; 108; 117)を有し、各先端部は、物質を保持するのに適した繊維を有し、アプリケータエレメントの可撓性は、アプリケータエレメントがロッド又は受け器に連結されているアプリケータエレメントの中間部分のところよりもその先端部のところの方が高く、先端部は中間部分に連結されており、中間部分は先端部の各々よりも剛性が高い、ことを特徴とするスキンアプリケータ。

【請求項 2】

先端部は、フロック加工(28)されていることを特徴とする請求項1記載のアプリケータ。

【請求項 3】

アプリケータエレメントは、全体がフロック加工された自由表面を備えていることを特徴とする請求項2記載のアプリケータ。

【請求項 4】

アプリケータエレメントは、多孔質材料から成ることを特徴とする請求項1~3のうちいずれかーに記載のアプリケータ。

【請求項 5】

アプリケーション要素は、フェルトから成ることを特徴とする請求項 1 ~ 4 のうちいずれかーに記載のアプリケーション要素。

【請求項 6】

アプリケーション要素は、アプリケーション要素を皮膚に対して第 1 の向きで動かしたときに皮膚上に引かれるラインの幅が、アプリケーション要素を皮膚に対して第 2 の向きで動かしたときの前記ラインの幅の実質的に 2 倍となるように構成されていることを特徴とする請求項 1 ~ 5 のうちいずれかーに記載のアプリケーション要素。

【請求項 7】

アプリケーション要素 ( 1 0 ; 1 1 6 ) は、実質的に形状が同一の 2 つの先端部 ( 2 5 ; 1 1 7 ) を有していることを特徴とする請求項 1 ~ 6 のうちいずれかーに記載のアプリケーション要素。

10

【請求項 8】

アプリケーション要素は、互いに異なる形状の 2 つの先端部 ( 2 5 ) を有していることを特徴とする請求項 1 ~ 6 のうちいずれかーに記載のアプリケーション要素。

【請求項 9】

アプリケーション要素は、自由端部が先端部の延びる方向と実質的に平行な軸線 ( Y ) に垂直な共通平面 ( K ) に対し実質的に接線方向に向くように構成された少なくとも 2 つの先端部 ( 2 5 ) を有していることを特徴とする請求項 1 ~ 8 のうちいずれかーに記載のアプリケーション要素。

【請求項 1 0】

20

アプリケーション要素は、自由端部が先端部の延びる方向と実質的に平行な軸線 ( Y ) に垂直な 2 つの別々の平面 ( K 1 , K 2 ) に対しそれぞれ実質的に接線方向に向くように構成された少なくとも 2 つの先端部 ( 2 5 ) を有していることを特徴とする請求項 1 ~ 6 のうちいずれかーに記載のアプリケーション要素。

【請求項 1 1】

アプリケーション要素は、実質的に筒形の端部 ( 2 6 ) 、特に、実質的に円筒形の端部を備えた少なくとも 1 つの先端部 ( 2 5 ) を有していることを特徴とする請求項 1 ~ 1 0 のうちいずれかーに記載のアプリケーション要素。

【請求項 1 2】

アプリケーション要素は、それぞれ実質的に筒形、特に、実質的に直径の等しい円筒形である端部 ( 2 6 ) を備えた少なくとも 2 つの先端部 ( 2 5 ) を有していることを特徴とする請求項 1 1 記載のアプリケーション要素。

30

【請求項 1 3】

アプリケーション要素は、その少なくとも高さの一部に沿って延びる少なくとも 1 つの溝 ( 2 2 ) を有していることを特徴とする請求項 1 ~ 1 2 のうちいずれかーに記載のアプリケーション要素。

【請求項 1 4】

前記少なくとも 1 つの溝 ( 2 2 ) は一端が、前記先端部相互間に開口していることを特徴とする請求項 1 3 記載のアプリケーション要素。

【請求項 1 5】

40

アプリケーション要素は、先端部 ( 1 0 7 , 1 0 8 ) 相互間にギャップを有していることを特徴とする請求項 1 ~ 1 4 のうちいずれかーに記載のアプリケーション要素。

【請求項 1 6】

前記ギャップは、2 つの先端部 ( 1 0 7 , 1 0 8 ) を相互に連結し、外部に差し向けられた凹状フェースを備える縁部 ( 1 0 9 ) によって構成されていることを特徴とする請求項 1 5 記載のアプリケーション要素。

【請求項 1 7】

アプリケーション要素は、前記端部の平面に垂直な軸線上で観察したときに正確には直線でない平らにされた端部を備えていることを特徴とする請求項 1 ~ 1 6 のうちいずれかーに記載のアプリケーション要素。

50

## 【請求項 18】

アプリケーションエレメントは、皮膚に対するアプリケーションの向きが所与の場合、皮膚上に引かれるラインが、ユーザによりアプリケーションエレメントに加えられる圧力に応じて、細い又は太い場合のある 1 本のラインか、1 対のラインかのいずれかであるように構成されていることを特徴とする請求項 1 ~ 17 のうちいずれかーに記載のアプリケーション。

## 【請求項 19】

アプリケーションエレメントは、先端部が連結されている少なくとも 1 つの部分 (105) を有し、該部分は、凹部 (106) を有していることを特徴とする請求項 1 ~ 18 のうちいずれかーに記載のアプリケーション。

## 【請求項 20】

アプリケーションエレメントは、単一部品であることを特徴とする請求項 1 ~ 19 のうちいずれかーに記載のアプリケーション。

## 【請求項 21】

アプリケーションエレメントは、互いに別々に製造され、製造後に結合される少なくとも 2 つのサブエレメント (10a ; 10b) から成ることを特徴とする請求項 1 ~ 19 のうちいずれかーに記載のアプリケーション。

## 【請求項 22】

2 つのサブエレメントは、同一の材料で作られていることを特徴とする請求項 21 記載のアプリケーション。

## 【請求項 23】

2 つのサブエレメントは、互いに異なる材料で作られていることを特徴とする請求項 21 記載のアプリケーション。

## 【請求項 24】

各サブエレメント (10a ; 10b) は、先端部 (25) を有していることを特徴とする請求項 21 ~ 23 のうちいずれかーに記載のアプリケーション。

## 【請求項 25】

アプリケーションエレメント (10) は、ロッドに取り付けられていることを特徴とする請求項 1 ~ 24 のうちいずれかーに記載のアプリケーション。

## 【請求項 26】

ロッド (7) は、直線状であり、アプリケーションエレメントは、その全体がロッドと整列して延びていることを特徴とする請求項 1 ~ 25 のうちいずれかーに記載のアプリケーション。

## 【請求項 27】

ロッド (7) は、直線状であり、アプリケーションエレメントは、その全体がロッドと整列して延びていることを特徴とする請求項 1 ~ 25 のうちいずれかーに記載のアプリケーション。

## 【請求項 28】

ロッド (7a ; 7b) は、曲げられていることを特徴とする請求項 1 又は 25 記載のアプリケーション。

## 【請求項 29】

ロッドの一端は、物質を収容した受け器を閉鎖するためのクロージャキャップとして役立つのに適した取っ手部材 (5) に連結されていることを特徴とする請求項 1 ~ 28 のうちいずれかーに記載のアプリケーション。

## 【請求項 30】

アプリケーションエレメントは、ロッド内に設けられたハウジング内に固定される組立て用端部品及び軸線が同一平面内に位置した 2 つの先端部 (25) を備えた遠位部分を有し、先端部は、先端部の軸線と同一の平面内に位置した軸線 (Y) の中間部分 (21) に連結されると共に組立て用端部品の軸線と角度、特に、30°未満の角度をなしており、中間部分は、2 つの直径方向反対側に位置した切欠きを備える断面を有し、切欠き (22) の底部は、先端部 (25) の軸線を含む平面に垂直な平面 (R) 内に位置していることを特

10

20

30

40

50

徴とする請求項 1 ~ 29 のうちいずれか一に記載のアプリケータ。

【請求項 31】

脛に塗布される物質を収容した受け器及び請求項 1 ~ 30 のうちいずれか一に記載のアプリケータを有するアプリケータ兼用包装器具。

【請求項 32】

アプリケータは、受け器に着脱自在に固定できるように構成されていることを特徴とする請求項 31 記載の器具。

【請求項 33】

受け器は、ワイパ(4; 42)を有していることを特徴とする請求項 32 記載の器具。

【請求項 34】

ワイパは、フォームのブロック(4)、特に、アプリケータが取り付けられていないとき、実質的に休止状態に閉じられる少なくとも1つのオリフィスを備えるフォームのブロックを有していることを特徴とする請求項 33 記載の器具。

【請求項 35】

ワイパは、毛管作用中断部を備えていることを特徴とする請求項 33 記載の器具。

【請求項 36】

受け器(111)は、取っ手部材としても役立ち、アプリケータ表面には、アプリケータエレメントに設けられた少なくとも1つのチャンネル(121)を介して受け器からの物質が供給されることを特徴とする請求項 31 記載の器具。

【請求項 37】

皮膚、特に脛をメーキャップする方法であって、請求項 1 ~ 30 のうちいずれか一に記載されたアプリケータを準備する段階と、アプリケータを皮膚上で動かすことによりラインを皮膚上に引く段階とを有していることを特徴とする方法。

【請求項 38】

アプリケータエレメントをアプリケータエレメントと皮膚の相互接触が先端部に制限されないように皮膚上で動かすことを特徴とする請求項 37 記載の方法。

【請求項 39】

ラインの幅は、皮膚に対するアプリケータの向きを選択することにより定められることを特徴とする請求項 38 記載の方法。

【請求項 40】

皮膚上に引かれるラインの幅を変えるためにアプリケータと皮膚の接触状態を維持した状態で皮膚に対するアプリケータの向きを変えることを特徴とする請求項 38 又は 39 記載の方法。

【請求項 41】

アプリケータを対応した向きで皮膚上で動かすことにより2本のラインを皮膚上に引く段階を更に有することを特徴とする請求項 37 ~ 40 のうちいずれか一に記載の方法。

【請求項 42】

2本のラインは、太さが互いに等しくないことを特徴とする請求項 41 記載の方法。

【請求項 43】

脛をメーキャップする方法であって、請求項 1 ~ 30 のうちいずれか一に記載されたアプリケータを、これが脛に対して第1の向きにある状態で、細い線を引くように脛の端部領域上を動かす段階と、アプリケータを、これが脛に対し太い線を引くことができるようにする第2の向きにある状態で、脛の中央領域上を動かす段階と、アプリケータを、これが再び細い線を引くことができるようにする向きにある状態で、脛の端部領域上を動かす段階とを有していることを特徴とする方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、皮膚、特に、脛に化粧品又はケア製品を塗布するよう構成されたアプリケータエレメントを有するアプリケータに関する。

10

20

30

40

50

## 【0002】

## 【従来の技術及び発明が解決しようとする課題】

ラインを臉上に引くことができるようにするペンシル器具が知られている。フランス国特許出願公開第2,633,256号明細書は、液体収容タンク及び物質を臉上に塗布するフレキシブルアプリータエレメントを備えたアプリータを有する組立体を開示している。アプリータエレメントは、切頭円錐形部分を有し、この一端部には、円筒形の部分が延長部として設けられている。かかる切頭円錐形部分及び円筒形部分は、任意にフロック加工され、それにより物質を保持するのに適した表面状態が得られている。円筒形部分が存在することにより、臉上に対するアプリータの向きの如何にかかわらず、一様な幅のラインを臉上に引くことができる。

10

## 【0003】

フランス国特許出願公開第2,412,287号明細書も又、メーキャップのラインを臉上に引くことができるようにする器具を開示している。この器具は、タンク及びアプリータを有している。アプリータは、端部にディスペンサ部材が設けられたロッドを有し、ディスペンサ部材は、プラスチック材料又は可撓性ゴム状材料で作られ、ニブで終端している。ディスペンサ部材は、ニブまで延びる2つの毛管作用溝に開口したキャビティを有している。ディスペンサ部材をタンク内に入っている液体中に漬けると、キャビティ及び上述の毛管作用溝は、物質で満たされた状態になる。ニブを皮膚上で動かすことによりメーキャップのラインが引かれる。このように動かしている間、物質は、毛管作用溝を経てニブの端まで流れ、溝は、キャビティ内に入っている物質により供給源が構成されるので物質で連続的に再び満たされる。プラスチック材料又は可撓性ゴム状材料は、物質を保持するのに適した表面状態を備えていない。

20

## 【0004】

爪又は唇をメーキャップするためのものとしてフロック加工が施されたアプリータエレメントを含む他のアプリータも又、知られている。これについては、例えば米国特許第6,033,143号明細書を参照されたい。ワイパを有し、例えば目をメーキャップするのに用いられるようになったアプリータ兼用包装器具が米国特許第6,220,254号明細書から知られている。例えばフランス国特許出願公開第26533,256号明細書又はフランス国特許出願公開第2,412,287号明細書から知られている器具を用いては容易には達成できない外観上のラインを皮膚上に引くために、新規なメーキャップ効果を可能にするアプリータを提供することが要望されている。

30

また、たった1つのアプリータを用いてメーキャップ効果の多様性を高めることも要望されている。

本発明は、特に上述の要望を完全に又は部分的に満たすことを目的としている。

## 【0005】

## 【課題を解決するための手段】

本発明は、とりわけ幾つの特徴のうちの1つとして、皮膚、特に臉上に物質のラインを塗布するよう構成されたアプリータエレメントを含むスキンアプリータであって、アプリータエレメントは、各々が物質を保持するのに適した繊維を備える少なくとも2つの先端部を有し、アプリータエレメントの可撓性は、アプリータエレメントがロッド又は受け器に連結されている部分のところよりもその先端部のところの方が高いことを特徴とするアプリータを含む新規なアプリータを提供する。

40

## 【0006】

「先端部」という用語は、「突出した部分」と同義語として広い意味で理解されるべきであり、各先端部は、本発明の範囲から逸脱することなく、種々の形状のものであってよく、特に、その端部は、丸い形状、平面形状、或いは円対称等であってよい。

皮膚上に引かれたラインは、たった1本のラインであってよく、即ち、このラインは、幅方向にたった1回のストロークから成るものであってよく、或いは、ラインは、多数のラインから成るものであってもよく、即ち、このラインは、幅方向に複数のストローク、特に、互いに別個であって且つ実質的に互いに平行な2つのストロークから成ってよい。か

50

くして、ストロークラインの幅は、皮膚上に引かれた単一のストロークの幅に一致するのがよく、或いは、引いたラインが多数のラインであれば、このラインは、引いたストロークの幅とこれら相互間の空白スペースを足した合計に一致するのがよい。

【0007】

本発明により、アプリケーションを変えする必要なく、互いに異なる種類のラインを引くことができるようにするアプリケーションを得ることができ、ラインの種類は、アプリケーションを選択された向きで皮膚上を動かしたり、場合によっては更に、アプリケーションエレメントで圧力を皮膚に多少なり加えることにより選択される。

かかるアプリケーションでは、更に上記のように所望した場合、ユーザは、例えば瞼の上に、端部のところが比較的細く、中間部のところが太いラインを引くために、瞼に沿って引かれる線の幅を変えることができ、特に、これを連続的に変えることができる。

10

【0008】

アプリケーションエレメントは、物質を保持するのに適した表面状態を作り出すよう各先端部の少なくとも一部又は場合によってはその全てを覆うフロック加工部を有するのがよい。フロック加工部の毛相互間に保持された物質は、使用中、皮膚上に付着されるのに使用できる。かくして、例えば、皮膚上に付着された物質は、フロック加工部の毛と接触して堆積状態にある物質の供給源からのみ得ることができる。

アプリケーションエレメントは、完全にフロック加工が施された自由表面を更に有するのがよく、「自由表面」という用語は、塗布目的に使えるアプリケーションエレメントの表面のその部分の全てを意味している。

20

【0009】

アプリケーションエレメントは、少なくとも一部が、多孔質材料、特にフェルト、焼結材料又はフォームで作られたものであるのがよい。アプリケーションエレメントがフェルトから成る場合、フェルトをフロック加工する必要はない。

本発明の実施形態では、先端部は、アプリケーションエレメントを皮膚に対して第1の向きで動かしたときに皮膚上に引かれるラインの幅が、アプリケーションエレメントを皮膚に対して第2の向きで動かしたときの前記ラインの幅の実質的に2倍となるように構成されたものであるのがよい。

【0010】

アプリケーションエレメントは、互いに実質的に同一である形状、又は互いに異なり、特に、互いに異なる長さの形状の2つの先端部を有する場合があります、これら2つの先端部は、物質を塗布するのに用いられる表面の全て又は一部を構成する。

30

アプリケーションエレメントは、自由端部が先端部の延びる方向と実質的に平行な軸線に垂直な共通平面に対し実質的に接線方向に向くように構成された少なくとも2つの先端部を有するのがよく、或いは、変形例として、アプリケーションエレメントは、上記軸線に垂直な2つの別々の平面に対しそれぞれ実質的に接線方向に向くように構成された少なくとも2つの先端部を有するものであってもよい。

【0011】

一例を挙げると、2つの先端部をアプリケーションエレメントが細いラインを引くのに用いられている場合、皮膚上でのアプリケーションエレメントの移動方向に対し互いに前後に位置したものであるのがよい。先端部の端部が互いにずれているということにより、アプリケーションを前方に傾斜させた状態で細い線を引くことが適宜容易になり、任意的に、先端部のうちの一方が曲げることができるようにする。2つの先端部は、互いに接触するのがよいが、このようにするかどうかは任意であり、又先端部のうちの一方に他方の先端部を用いて物質を供給してもよい。アプリケーションエレメントは、実質的に筒形の端部、特に、実質的に円筒形の端部を備えた少なくとも1つの先端部を有するのがよく、或いは、それぞれ実質的に筒形、特に、実質的に直径の等しい円筒形である端部を備えた少なくとも2つの先端部を有するのがよい。実質的に円筒形の端部が設けられていることにより、先端部の曲げの度合いとは無関係に、実質的に一定厚さの少なくとも1本のラインを引くことができる。

40

50

## 【0012】

本発明の実施形態では、アプリケーション要素は、その少なくとも高さの一部に沿って延びる少なくとも1つの溝を有する。アプリケーション要素は少なくとも2つの先端部を有している場合、上述の溝は一端が、上記先端部相互間に開口するのがよい。かかる溝は例えば、アプリケーション要素によって拾い上げ可能な物質の量を多くしてアプリケーション要素が引くことができるラインの長さを長くすると共にラインが引かれている間、アプリケーション要素表面に物質を供給するのに役立つことができる。かかる溝により、アプリケーション要素の可撓性を一段と増大させることができ、しかもこの溝は、先端部相互間で開口する必要はない。かかる溝は又例えば、アプリケーション要素が実質的に皮膚に当てられた状態で動かされる場合、物質の供給源を構成するのに役立つ。

10

## 【0013】

アプリケーション要素は、先端部相互間にギャップを有するのがよい。ギャップは、例えば、2つの先端部を相互に連結し、外部に差し向けられた凹状フェースを備える縁部によって構成できる。特に、アプリケーション要素は、前記端部の平面に垂直な軸線上で観察したときに正確には直線でない平らにされた端部を備えるのがよい。先端部相互間に形成されたギャップは、先端部の少なくとも端部をこれらの周囲全体にわたってロック加工することができるのに十分な幅のものであるのがよい。

## 【0014】

アプリケーション要素は、皮膚に対するアプリケーション要素の向きが所与の場合、皮膚上に引かれるラインが、ユーザによりアプリケーション要素に加えられる圧力に応じて、細い又は太い場合のある1本のラインか、1対のラインかのいずれかであるように構成されたものであるのがよい。

20

先端部は、先端部の各々よりも剛性の高いアプリケーション要素の中間部分に連結されるのがよく、中間部分は、例えば、アプリケーション要素のロッドに連結可能な取付け用端部に連結される。中間部分は例えば、組立て用端部に近づくにつれ増大する断面を有するのがよい。

アプリケーション要素は、少なくとも1つの凹部を有するのがよい。凹部は、ロック加工毛を固定するのに用いられる接着剤によって妨害されることなく、その内面の全て又は一部をロック加工することができるようにするのに足るほど広いものであるのがよい。

30

本発明の実施形態では、アプリケーション要素は、単一部品である。

## 【0015】

変形例として、アプリケーション要素は、互いに別個独立に製造され、製造後に結合又は一体化される少なくとも2つのアプリケーションサブ要素から成る。2つのサブ要素は、互いに同一の材料、或いは互いに異なる材料で作られたものであってよく、各アプリケーションサブ要素は、先端部を有するのがよい。

アプリケーション要素は、弾性変形可能であるのがよく、先端部は、皮膚への物質の塗布中に曲がったあと、外部応力がなくなると、初期の形態に戻ることができる。

## 【0016】

本発明の実施形態では、アプリケーション要素は、アプリケーション要素のロッドに取付け可能であってもよく、或いは、少なくとも、特に成形によりロッドと一体に形成される部分を有していてもよい。

40

ロッドは直線状であってもよく、アプリケーション要素は任意的にロッドと整列した状態で延びてもよく、特に、アプリケーション要素は、ロッドと完全に整列した状態で延びる必要はない。変形例として、又は追加例として、ロッドは、曲げられたものであってもよい。アプリケーション要素とロッドが両方とも、共通の直線に沿って配置されていないことにより、ユーザは、選択された周囲のラインを引くために、アプリケーション要素に与えられる向きを一層容易に識別することができる。

## 【0017】

50

かくして、例えば、アプリケーションは、第1に、ロッドによって形成された曲がり部又はアプリケーションエレメントとロッドとの間に形成された曲がり部の平面が、アプリケーションを皮膚上で動かす方向に実質的に平行な場合、細い線を引くことができるようにし、第2に、上記表面が、それとは異なる向きにある場合、例えば、アプリケーションを動かす方向に実質的に垂直である場合、一对のライン又は太いラインを引くことができるように構成されたものであるのがよい。

一例を挙げると、アプリケーションエレメントは、ロッドの構成材料と同程度には硬くないプラスチック材料で作られたものであってもよい。かくして、ロッド及びアプリケーションエレメントの変形特性は互いに異なる場合がある。

#### 【0018】

アプリケーションエレメントは、ロッド内に設けられたハウジング内に固定される組立て用端部品及び軸線が同一平面内に位置した2つの先端部を備えた遠位部分を有するのがよく、先端部は、先端部の軸線と同一の平面内に位置した軸線の中間部分に連結されると共に組立て用端部品の軸線と角度、特に、30°未満の角度をなしている。一例を挙げると、中間部分は、2つの直径方向反対側に位置した切欠きを備える断面を有するのがよく、切欠きの底部は、先端部の軸線を含む平面に垂直な平面内に位置している。

#### 【0019】

本発明の実施形態では、ロッドは、一端が取っ手部材に連結され、この取っ手部材は、例えば、物質を収容した受け器を閉鎖するクロージャキャップとして働くのに適している。本発明は、別の特徴として、皮膚、特に脛に塗布される物質を収容した受け器及び上記の

ように構成したアプリケーションを有するアプリケーション兼用包装器具を提供する。

かかる器具のアプリケーションは、受け器に着脱自在に固定できるように構成されたものであるのがよい。受け器は、ワイパ、例えば、フォームのブロックを有するのがよく、ワイパは任意的に、アプリケーションが取り付けられていない場合に実質的に休止状態に閉鎖される少なくとも1つのオリフィス、例えば、スリットを有する。本発明の範囲から逸脱することなく、他形式のワイパ、特に、毛管作用中断部を備えたワイパを使用することができる。

#### 【0020】

本発明は、その別の特徴として、アプリケーションエレメントが単に円筒形ではなく、物質を保持するのに適した表面状態を備えた少なくとも1つの塗布表面を有し、この塗布表面が皮膚に対するアプリケーションエレメントの少なくとも第1の向き及び第2の向きについて皮膚と少なくとも部分的に接触するのに適しており、塗布表面が、アプリケーションエレメントを皮膚上で動かす方向に対し横方向に測定した皮膚上に引かれたラインの幅が、アプリケーション要素を皮膚上で第1の向きに動かすか、第2の向きに動かすかに応じて異なるように構成されていることを特徴とするアプリケーションを提供する。

#### 【0021】

本発明は又、その別の特徴として、物質を皮膚に塗布するアプリケーションを提供し、このアプリケーションは、休止状態で実質的に同一方向に差し向けられていて、皮膚に対するアプリケーションの向きに応じて互いに異なるラインを引くことができるようにする少なくとも2つのフレキシブル先端部を有し、2つの先端部は、取っ手部材に連結されたロッドによって支持され、2つの先端部は、取っ手部材に連結されているロッドの部分の軸線と0ではない角度をなす方向に差し向けられている。

本発明は又、その別の特徴として物質を収容した受け器及び受け器に固定されていて、実質的に同一方向に差し向けられた2つのフレキシブル先端部を備えたアプリケーションエレメントを有する器具を提供し、アプリケーションエレメントは、皮膚に対するアプリケーションの向きに応じて、少なくとも2本の互いに異なる幅のラインを引くことができるように構成されている塗布表面を有する。

#### 【0022】

本発明は又、その別の特徴として、物質を収容した受け器及び受け器に固定されたアプリケーションエレメントを有する器具を提供し、アプリケーションエレメントは又、取っ手部材とし

10

20

30

40

50

ても役立ち、アプリケータエレメントは、瞼に対するアプリケータの向きに応じて、少なくとも2本の互いに異なる幅のラインを引くことができるように構成された塗布表面を有し、この塗布表面には、アプリケータエレメントを貫通して形成された少なくとも1つのチャンネルを介して受け器からの物質が供給される。

本発明は、その別の特徴として、皮膚、特に瞼をメーキャップする方法であって、上述のアプリケータを準備する段階と、アプリケータを皮膚上で動かすことによりラインを皮膚上に引く段階とを有していることを特徴とする方法を提供する。

#### 【0023】

この方法の実施にあたり、アプリケータエレメントを、アプリケータエレメントと皮膚との接触が先端部に制限されないように皮膚上で動かす。

この方法の実施にあたり、皮膚、特に、瞼上に引かれたラインの幅は、皮膚に対するアプリケータの向きを選択することにより決定される。

さらに、この方法の実施にあたり、皮膚に対するアプリケータの向きを、例えば、皮膚上に引かれるラインの幅を実質的に連続的に変えるようアプリケータエレメントと皮膚との接触状態を維持しながら変える。

一例を挙げると、この方法は又、アプリケータを適当な向きで皮膚上で動かすことにより皮膚上に1対のラインを引く段階を更に有し、この対の2本のラインは任意的に、互いに異なる幅を備える。

#### 【0024】

さらに、この方法の実施にあたり、アプリケータエレメントが、皮膚上にラインを引きながら曲がるようにするために十分な圧力をアプリケータエレメントに加えることができる。アプリケータエレメントの遠位部分は、一对のラインを引く代わりに、厚いラインを引くために、より曲がるようにすることができる。

一例を挙げると、この方法は、アプリケータを、これが瞼に対して第1の向きにある状態で、細い線を引きように瞼の端部領域上を動かす段階と、アプリケータを、これが瞼に対し太い線を引きことができるようにする第2の向きにある状態で、瞼の中央領域上を動かす段階と、アプリケータを、これが再び細い線を引きことができるようにする向きにある状態で、瞼の端部領域上を動かす段階とを更に有するのがよい。

#### 【0025】

この方法は、アプリケータ要素が皮膚に実質的に当たるように動かし、それにより、物質を付着させるためにアプリケータエレメントの側面の少なくとも一部を用いる段階を更に有するのがよい。

本発明は、非限定的な実施形態についての以下の詳細な説明を読むと共に添付の図面を参照すると一層よく理解できよう。

#### 【0026】

##### 【発明の実施の形態】

図1は、雄ねじ付きのネック3を備えた受け器2を有するアプリケータ兼用又はアプリケータ付き包装器具1を示している。

受け器(容器)2は、液体又は粉末物質P、例えば液体インクを収容し、物質Pは、瞼に塗布されるためのものである。

ワイパ4が、ネック3の下で受け器2の内側に固定されており、このワイパは、例えば、軸方向に分割された連続気泡ポリオレフィンフォームのブロックで構成されている。

受け器2は、ネック3に螺着されたクロージャキャップ5によって閉鎖されている。クロージャキャップ5は、ネック3内に漏れ止め状態で嵌め込まれるのに適した中央部分6を有している。中央部分6の下方延長部として、図示の例では軸線X上に位置した直線状ロッド7が設けられ、このロッドは、その自由端部に、アプリケータエレメント10に取り付けられるハウジングを構成する拡大部分8を備えている。

#### 【0027】

図3に切り離した状態で示されたアプリケータエレメント10は、取付け用端部品15を有し、この端部品は、軸線Xの回りに円筒形であって、ロッド7のハウジングに嵌まり込

10

20

30

40

50

むよう設計されている。

アプリケーション要素10は、軸線Yに沿って全体として細長い自由部分20を更に有し、この場合、軸線Yは、軸線Xに対して0ではない角度、例えば、少なくとも約10°の角度をなしている。自由部分20は、2つのフレキシブル先端部25を有し、これら先端部は、端部品15に連結される中間部分21を形成するよう互いに合体している。

【0028】

中間部分21は、その長さに沿って延びる2つの直径方向反対側の溝22を有し、図4及び図5で理解できるように、各溝の断面は、実質的にV字形であって、溝の底部は、軸線Yを含む平面R内に位置している。中間部分21の断面は、円形又は長円形の包絡線で構成されたものであるのがよく、特に、この断面は長円形であるのがよく、その長い方の寸法は、軸線X、Yを含む平面に垂直である。

10

溝22が設けられていることにより、特に、毛管作用により物質を保持して塗布のための物質の供給源を形成することができ、溝22内に入っている物質は、先端部25相互間に形成されたギャップ29に向かって流れることができる。

【0029】

中間部分21の断面は、図5及び図6で理解できるように、ロッド7から遠ざかってテーパしている。

図示の実施形態では、先端部25は、自由部分20のその底端部から延びる高さの約1/3を占めている。

各先端部25は、図3、図8及び図9で理解できるように、図示の実施形態では円筒形である端部26を有している。

20

これら端部26は、ロック加工部28で完全に覆われている。

図3の実施形態では、先端部25は、寸法形状が実質的に同一である。特に、これらの自由端部は、軸線Yに垂直な平面Kに対して接線方向に向いている。

【0030】

互いに異なる寸法形状の先端部を形成することは本発明の範囲から逸脱しない。かくして、図10に示すように、アプリケーション要素10は、互いに異なる長さの先端部25を有している。先端部25の一方の自由端部は、平面K1に隣接して位置するのがよく、他方の先端部25は、平面K1とは異なる平面K2に隣接した自由端部を備えており、平面K1、K2は両方とも軸線Yに垂直である。

30

アプリケーション要素10は、アプリケーションを、太い線を引くために用いたときに、先端部25の端部26のうち少なくとも一方が弾性変形可能であり、極めてよく曲がるように熱可塑性材料、特に、熱可塑性エラストマーの単一部品として形成されたものであるのがよい。

【0031】

ユーザが図11に示すように、細い線を脛上に引こうとする場合、アプリケーション要素10を動かすと共に軸線X、Yによって構成された平面がアプリケーション要素10を動かしている方向に実質的に平行であるように保持するのがよく、2つの先端部25のうち一方だけが、脛に接触することができ、それによりアプリケーションが前方に極めて十分に傾くようになる。変形例として、アプリケーションを僅かな程度だけ傾ける場合、両方の先端部25を脛に接触させてもよい。

40

【0032】

ユーザは、太い線を引こうという決心をすることもできる。この目的のため、アプリケーション要素10を異なる向きの状態のままに脛上を動かすのがよく、軸線X、Yによって構成された平面は、アプリケーション要素を動かしている方向に対し平行ではなく、例えば、この方向に実質的に垂直である。十分な圧力をアプリケーション要素10に加えると、アプリケーション要素10は、先端部25の端部26が皮膚に当接して位置し、したがってアプリケーション要素10が図12に非常に概略的に示されているように脛上に太い線を後に残すようにすることができるほど曲がることのできる。中間部分21は、先端部25の端部26が皮膚に当たって平らな状態であるとき、直角に曲がるのを回避するのに十分堅

50

いものであるのがよい。

【 0 0 3 3 】

皮膚に及ぼされた圧力が小さい場合、2つの先端部の端部だけが皮膚に接触し、2本のラインが図13に示すように引かれる。

ユーザは、アプリケータ要素10と脛の接触状態を依然として維持しながら、脛に対するアプリケータエレメントの向きを変えると共に加える圧力を変えるよう選択することができ、それにより、脛上に引かれるラインの幅を連続的に変えることができる。

【 0 0 3 4 】

図14A～図14Fは、例えば上述の種類のアプリケータを用いて得ることができるメーキャップの種々の例を示している。

図14Aは、1本の細い線から成るメーキャップを示し、図14Bは、アプリケータをこれとは異なる向きで用いることにより得られるこれよりも太い1本の線から成るメーキャップを示している。

図14Cは、皮膚上に引かれたラインがまず最初に幅が漸増し、次に漸減するメーキャップを示しており、ラインの幅の変化は、アプリケータの向きを変えたり、更に、塗布中皮膚に加えられる圧力を変えることにより得られる。

【 0 0 3 5 】

図14Dは、2本のラインが互いに別々のままである2本のラインから成るメーキャップを示している。これらラインは又、少なくとも1箇所であってよく、例えば、これらラインは、図14Eに示すように両端部のところで交わってもよい。

先端部が互いに異なる形状のものである場合、2本のラインは、図14Fに示すように互いに異なる幅のものであってもよい。

溝22は、先端部相互間のギャップに開口する必要はなく、この形態は、図15に示されている。

【 0 0 3 6 】

図1を参照して上述した実施形態では、ロッド7は、直線状であり、先端部25は、軸線Xに対して傾斜しており、したがってユーザが所望の種類のアプリケータを引くためにアプリケータに与えられる必要のある向きを識別するのが容易になっている。

ロッドが図16に示すように曲がった形状のものであるアプリケータを用いることは、本発明の範囲から逸脱しない。

この図は、取っ手部材5に隣接して軸線X上に位置する部分7a及びアプリケータエレメント10に隣接して軸線Y上に位置する部分7bを備えた曲がったロッドを有するアプリケータを示している。

【 0 0 3 7 】

アプリケータエレメントは、上述のエレメントと同一であってもよく、これと異なってもよい。具体的に説明すると、曲がったロッドが設けられている場合、部分7bの軸線に平行な軸線Yと完全に一線をなすアプリケータエレメント10を用いることができる。

受け器は、フォームのブロック以外のワイパ、具体的には、アプリケータが取り付けられていない場合に、休止状態に閉鎖されるオリフィスを備えるフォームのブロック以外のワイパを備えてもよい。

【 0 0 3 8 】

一例を挙げると、図17は、塗布のための物質P、例えば液体インクを収容した受け器(容器)41を有する器具40を示している。受け器41は、雄ねじを備えたネック42を有し、この受け器は、例えばエラストマーで作られたワイパ43を備えている。ワイパ43は、実質的に円筒形の壁44を有するのがよく、この壁44は、一端がネック42の端壁に当接するリム45に連結されると共にその底端部が、アプリケータのロッド55の直径よりも僅かに大きな直径の中央オリフィス47が設けられた底壁46に連結されている。

取っ手部分51を有するクロージャキャップ50で受け器41を閉鎖することができ、この取っ手部分51は、この中に固定状態で設けられていて、ロッド55を受け入れるイン

10

20

30

40

50

サート52を有している。ロッドは、例えば図1を参照して説明したアプリケーションエレメント、例えばアプリケーションエレメント10を担持している。アプリケーションを抜きながらオリフィス47を通してアプリケーションエレメント10を通過させるやり方は、余分の物質を取り除くのに役立つ。

【0039】

アプリケーションエレメントは、図17に示すようにロッドと完全に整列状態で位置してもよい。

ワイパは、毛管作用中断部を更に有してもよい。

一例を挙げると、図18は、毛管作用中断部が設けられたワイパ130を備える受け器を有する器具60を示している。アプリケーションは、図1の実施形態の場合よりも大きな直径のロッド7を有し、特に、このアプリケーションは、幅の狭い部分を全く備えていない。

ワイパ130は、底端部132を備えた管状部分131を有し、この管状壁は、この底端部132から引っ込んだところに、例えば、管状壁131に沿って実質的に中間のところに、ワイパリップ133を有し、このワイパリップは、ロッド7を拭き取るよう構成され、例えば、ロッド7の直径にほぼ等しく、或いは場合によってはこれよりも僅かに小さい直径の円形オリフィスを構成している。

【0040】

図18の実施形態では、リップ133は、フロック加工部で覆われておらず、リップ133を図19に示すようにフロック加工することは本発明の範囲から逸脱しない。アプリケーションを抜き抜いているとき、リップ133の下に位置する堆積物質は、ワイパによる物質の保持具合を高めるのに役立つ。

アプリケーションエレメントを2以上の部品として構成することは本発明の範囲から逸脱しない。一例を挙げると、アプリケーションエレメントは、各々が単一の先端部25を備えた2つのサブエレメント10a, 10bを有してもよく、これらサブエレメントは、互いに別個独立に製造され、図20に示すように製造後に結合又は一体化される。

【0041】

サブエレメント10a, 10bは、同一の材料で作ったものであるのがよく、或いは、変形例として、互いに異なる材料、特に、互いに異なる硬さを備えた材料で作られたものであってもよい。

アプリケーションエレメントを、本発明の範囲から逸脱することなく、3以上の個数の先端部を備えた状態で製造されたものであってもよい。

かくして、図21は、例えば、互いに異なり、或いは互いに同一の長さ及び断面を呈する3つの先端部81を有するアプリケーションエレメント80を示している。アプリケーションエレメント80を下から観察すると、3つの先端部の自由端部は、互いに整列している必要はなく、例えば、正三角形の頂点のところに位置する。

【0042】

アプリケーションエレメントは、フロック加工されていて、少なくともその端部のところに開口部106を備えた部分105を更に有するのがよく、この開口部106の寸法形状は、部分105のフロック加工中、フロック加工毛を保持するためにこの部分に塗布された接着剤が開口部106を閉鎖しないように選択されている。

部分105は、互いに同一であってもよく、或いは異なってもよい2つの先端部107, 108を形成することができる。図示の実施形態では、2つの先端部107, 108は互いに異なっており、先端部108は、先端部107よりも幅が広く、この幅は、開口部106の軸線に実質的に平行な方向で測定される。

【0043】

アプリケーションエレメントは、先端部107, 108相互間に位置した縁部109を有し、この縁部は、外側に向かって凹状である。かくして、凹状表面は、先端部107, 108相互間に形成されている。

アプリケーションエレメントは、図23に示すようにロッドの軸線に対し中心から外れて位置する部分を更に有するのがよい。

10

20

30

40

50

上述の実施形態では、アプリケーション要素は、物質を収容した受け器に、ラインを臉上に引くために受け器から分離されるよう着脱自在に固定されている。

【0044】

アプリケーション要素を塗布中、受け器に固定することは本発明の範囲から逸脱しない。

一例を挙げると、図24は、流体状態の物質P、例えば液体インクを収容した受け器（容器）111を有する器具110を示しており、受け器は、その一端部に、アプリケーション要素116が固定された端部品115に取り付けられる環状リム113を備えたネック112を有している。アプリケーション要素は、例えばフェルトで作られており、このアプリケーション要素は、任意的にフロック加工部分で覆われた端部を備える2つの先端部117を有するのがよい。

10

【0045】

アプリケーション要素116は、一端が受け器111の内部に開口し、その反対側の端が先端部117相互間に開口したチャンネル121を有している。チャンネル121により、塗布中、先端部117に物質を供給することができる。

先端部は、図23に示すように丸い端部を有するのがよく、或いは、変形例として、図25に示すようにテーパした端部を有していてもよい。

アプリケーション要素は、図24及び図25に示すように互いに同一の2つの先端部を有してもよく、或いは、図26に示すように互いに異なる長さの2つの先端部を有していてもよい。

20

【0046】

一例を挙げると、ユーザは、器具110を第1の向きで臉上に動かすことにより比較的細い線を引くことができ、この場合、例えば、2つの先端部117のうち的一方だけが臉に接触する。

また、ユーザは、器具を、2つの先端部117が、塗布中、臉上に同時に接触し、又は皮膚に実質的に当たって位置するよう十分曲がる第2の向きに位置させた状態で、器具110を臉上で動かすことにより太い線を引くこともできる。

当然のことながら、本発明は、上述の実施形態には限定されず、本発明の器具においては、上述の器具の種々の特徴を組み合わせることができる。

【0047】

特許請求の範囲の記載を含む明細書全体を通じて、「～を有する（comprising a）」という表現は、別段の指定がなければ、「～」に該当する部材を1つ以上含むことを意味している。

30

「化粧品」という用語は、1993年6月14日付け欧州会議通達番号93/35によって定義された種類の製品を意味している。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の第1の実施形態を構成するアプリケーション兼用包装器具の概略部分軸方向断面図である。

【図2】図1の器具のアプリケーションを切り離した状態で示す概略部分斜視図である。

【図3】アプリケーションロッド内の定位置に嵌め込む前の図2のアプリケーションのアプリケーション要素の概略部分側面図である。

40

【図4】図3のアプリケーション要素を示すI V - I V線矢視概略部分軸方向断面図である。

【図5】図3のアプリケーション要素を示すV - V線矢視概略部分断面図である。

【図6】図3のアプリケーション要素を示すV I - V I線矢視概略部分軸方向断面図である。

【図7】図3のアプリケーション要素を示すV I I - V I I線矢視概略部分軸方向断面図である。

【図8】図3のアプリケーション要素を示すV I I I - V I I I線矢視概略部分軸方向断面図である。

50

【図 9】図 3 のアプリケータエレメントの下から見た概略部分図である。

【図 10】図 3 の変形例としてのアプリケータエレメントの先端部の概略部分図である。

【図 11】図 1 の器具のアプリケータにより物質を脛に塗布する 1 つの方法を示す略図である。

【図 12】図 1 の器具のアプリケータにより物質を脛に塗布する別の方法を示す略図である。

【図 13】図 1 の器具のアプリケータにより物質を脛に塗布する別の方法を示す略図である。

【図 14 A】図 14 A は、とりわけ例えば図 1 に示すようなアプリケータを用いて得ることができる種類のメーカーキャップの種々の例を示す図である。

10

【図 14 B】図 14 B は、とりわけ例えば図 1 に示すようなアプリケータを用いて得ることができる種類のメーカーキャップの種々の例を示す図である。

【図 14 C】図 14 C は、とりわけ例えば図 1 に示すようなアプリケータを用いて得ることができる種類のメーカーキャップの種々の例を示す図である。

【図 14 D】図 14 D は、とりわけ例えば図 1 に示すようなアプリケータを用いて得ることができる種類のメーカーキャップの種々の例を示す図である。

【図 14 E】図 14 E は、とりわけ例えば図 1 に示すようなアプリケータを用いて得ることができる種類のメーカーキャップの種々の例を示す図である。

【図 14 F】図 14 F は、とりわけ例えば図 1 に示すようなアプリケータを用いて得ることができる種類のメーカーキャップの種々の例を示す図である。

20

【図 15】変形例としてのアプリケータエレメントの一部を切り離した状態で示す図である。

【図 16】本発明の他の実施形態を構成する器具の軸方向断面概略図である。

【図 17】本発明の他の実施形態を構成する器具の軸方向断面概略図である。

【図 18】本発明の他の実施形態を構成する器具の軸方向断面概略図である。

【図 19】毛管作用中断部を切り離した状態で示す変形例としてのワイパの一部を示す図である。

【図 20】アプリケータエレメントの変形例の概略部分斜視図である。

【図 21】アプリケータエレメントの変形例の概略部分斜視図である。

【図 22】アプリケータエレメントの変形例の概略部分斜視図である。

30

【図 23】アプリケータエレメントの変形例の概略部分斜視図である。

【図 24】本発明の別の実施形態を構成する器具の概略部分軸方向断面図である。

【図 25】変形例としてのアプリケータエレメントの概略部分斜視図である。

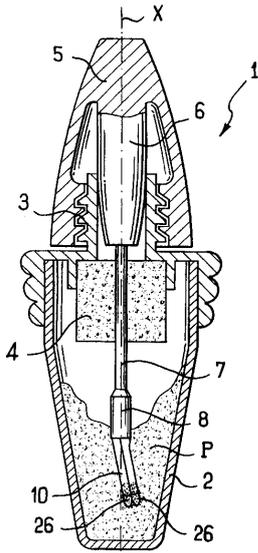
【図 26】変形例としてのアプリケータエレメントの概略部分斜視図である。

【符号の説明】

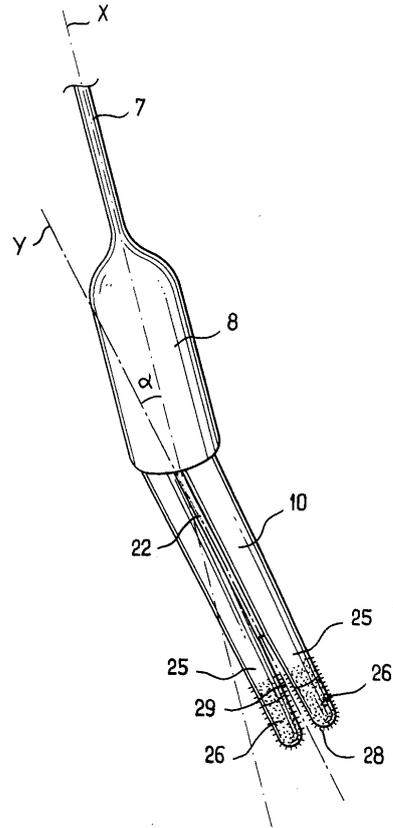
- 1 アプリケータ兼用包装器具
- 2 受け器
- 3 ネック
- 4 フォームブロック
- 5 クロージャキャップ
- 7 ロッド
- 8 拡大部分
- 10 アプリケータエレメント
- 22 溝
- 25 先端部又はチップ
- 28 フロック加工部

40

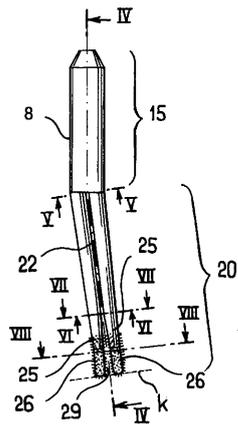
【図 1】



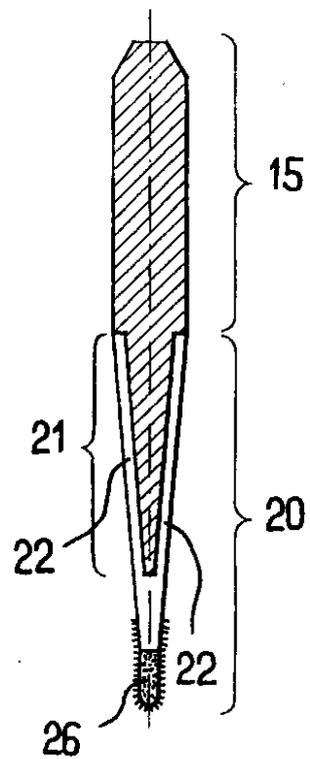
【図 2】



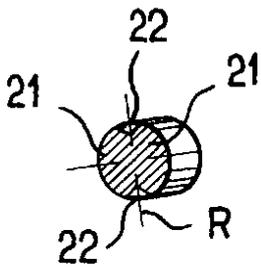
【図 3】



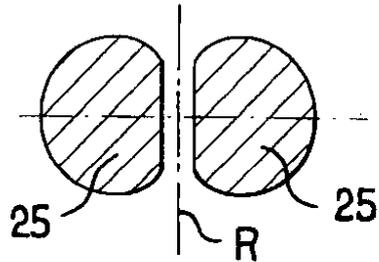
【図 4】



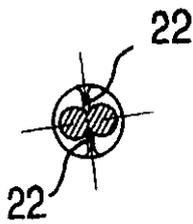
【図5】



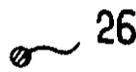
【図7】



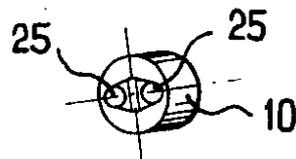
【図6】



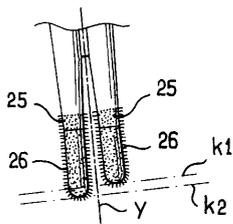
【図8】



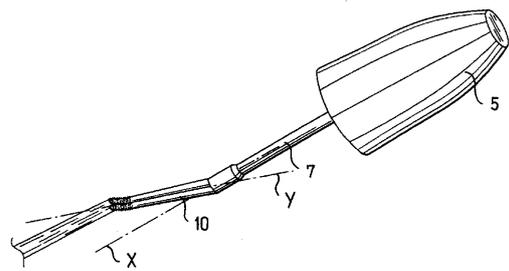
【図9】



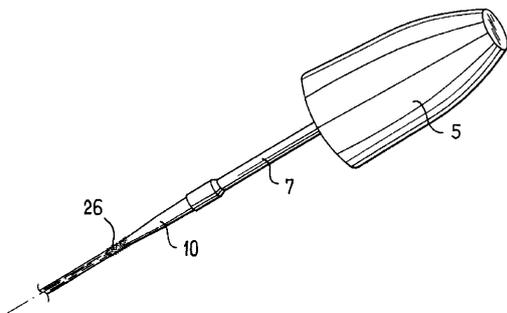
【図10】



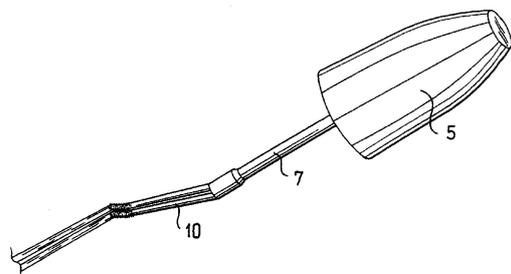
【図12】



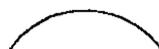
【図11】



【図13】



【図14A】



【 1 4 B】



【 1 4 C】



【 1 4 D】



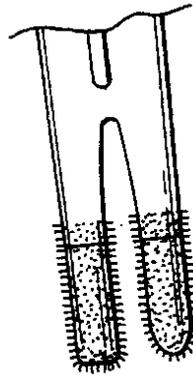
【 1 4 E】



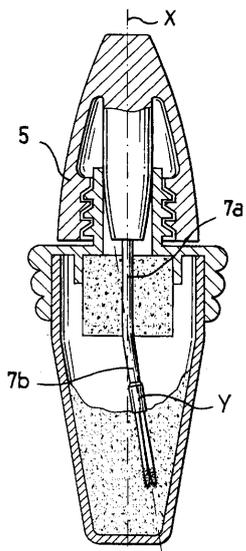
【 1 4 F】



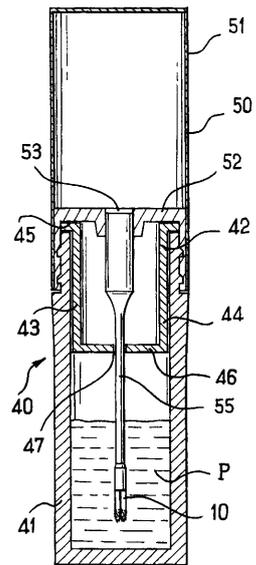
【 1 5】



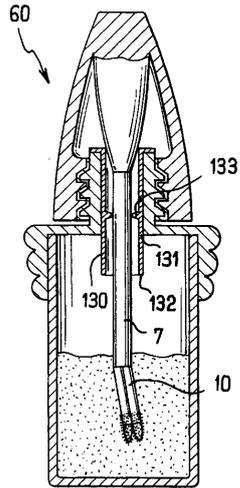
【 1 6】



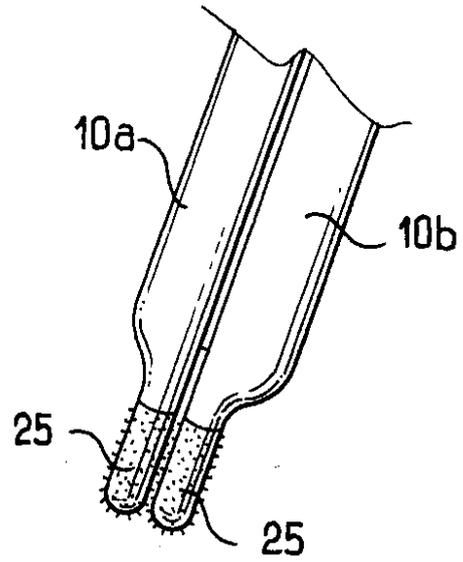
【 1 7】



【 図 1 8 】



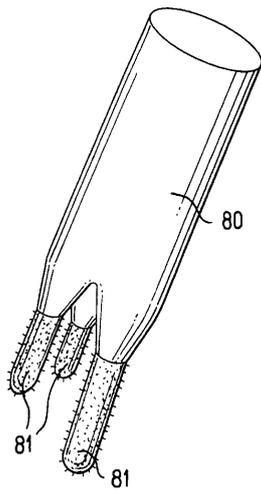
【 図 2 0 】



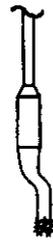
【 図 1 9 】



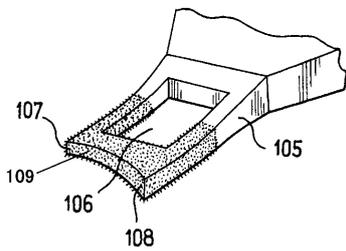
【 図 2 1 】



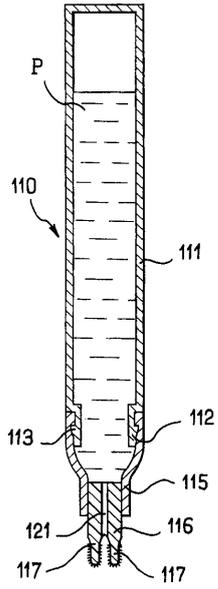
【 図 2 3 】



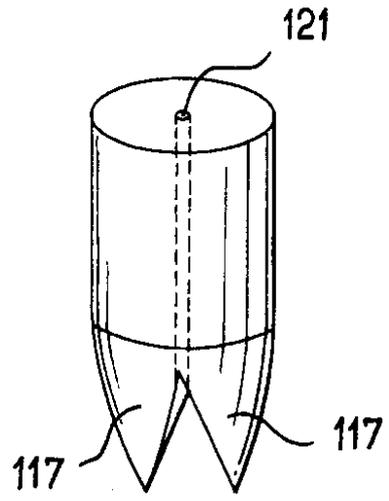
【 図 2 2 】



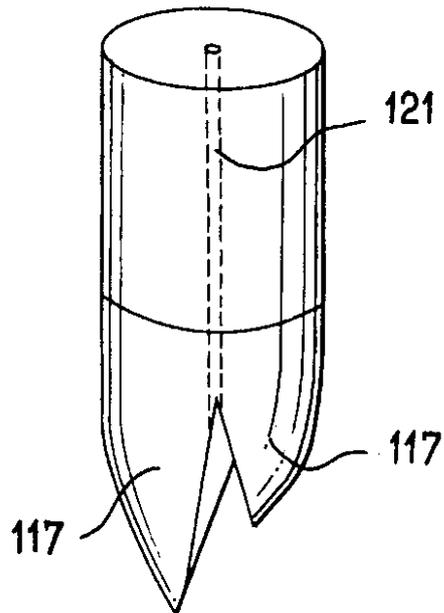
【 図 2 4 】



【 図 2 5 】



【 図 2 6 】



---

フロントページの続き

(74)代理人 100084663

弁理士 箱田 篤

(72)発明者 ジャン - ルイ ギューレ

フランス 7 5 0 1 6 パリ アヴェニュー レイモン ポワンカレ 27

合議体

審判長 北川 清伸

審判官 中島 成

審判官 豊永 茂弘

(56)参考文献 特開平8 - 3 8 2 4 8 ( J P , A )

特開平8 - 2 7 5 8 2 0 ( J P , A )

特表平10 - 5 0 2 2 9 1 ( J P , A )

実開平6 - 1 3 7 1 4 ( J P , U )

実開昭59 - 8 5 1 1 1 ( J P , U )

特開平11 - 1 2 8 8 2 0 ( J P , A )

特開平11 - 2 2 2 2 7 4 ( J P , A )

(58)調査した分野(Int.Cl. , D B名)

A45D34/04